

通常の学級における支援の充実と 「連続性のある多様な学びの場の整備」 ～「適切な学びの場」ガイドラインの活用～



学び応援キャラクター「信州なび助」
©長野県教育委員会信州なび助

長野県教育委員会事務局 特別支援教育課

本日お話しすること

- 1 はじめに
- 2 長野県の状況
- 3 適切な学びの場の判断と見直し
～「適切な学びの場」ガイドラインの活用～
- 4 通級による指導の充実に向けた取組と課題
- 5 まとめ

1 はじめに

インクルーシブ教育システム①

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より
(平成24年7月)

インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求する**とともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。

インクルーシブ教育システム②

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より
(平成24年7月)

小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要である。

同じ場で共に学ぶことを追求する

安心して学べるための土台づくり
全員が力を発揮し、認め合う学級



◇ 「わかる・できる」授業の工夫
～授業のユニバーサルデザイン化～



その上で、さらに支援の必要な子
合理的配慮（個別的な配慮）

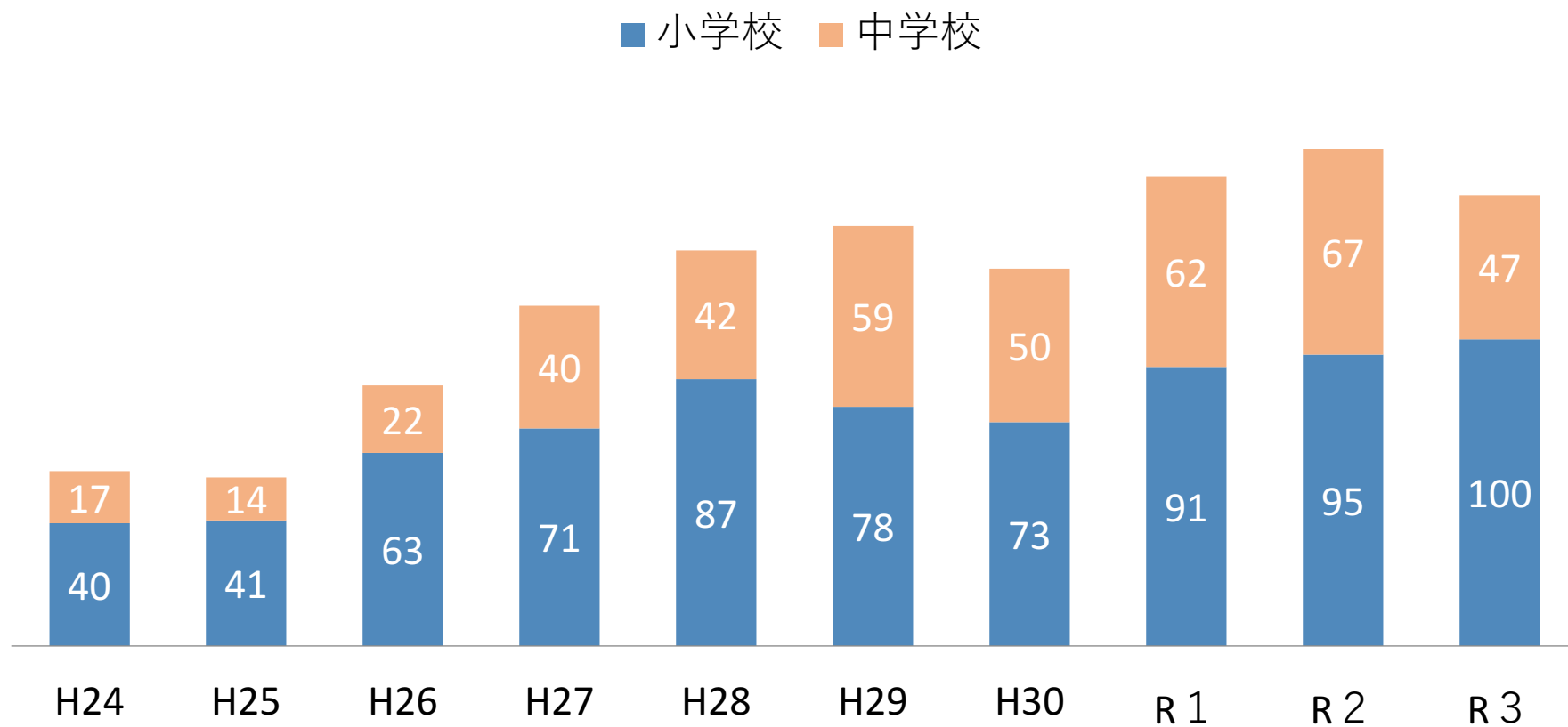
「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について(通知)」
25文科初第756号（平成25年10月4日）

【就学先等の見直し】

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達 の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。

2 長野県の状況

学びの場の見直し件数（自情障⇒通常） 県独自調査



（自閉症・情緒障害特別支援学級から通常学級へ学びの場を変更した児童生徒数）

小・中学校における発達障がいのある児童生徒

医師の**診断**や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の**判定**を受けている児童生徒数(小中学校計)

平成15年度 836名 (0.43%)



令和元年度 8,405名 (5.29%)



令和2年度 8,954名 (5.73%)



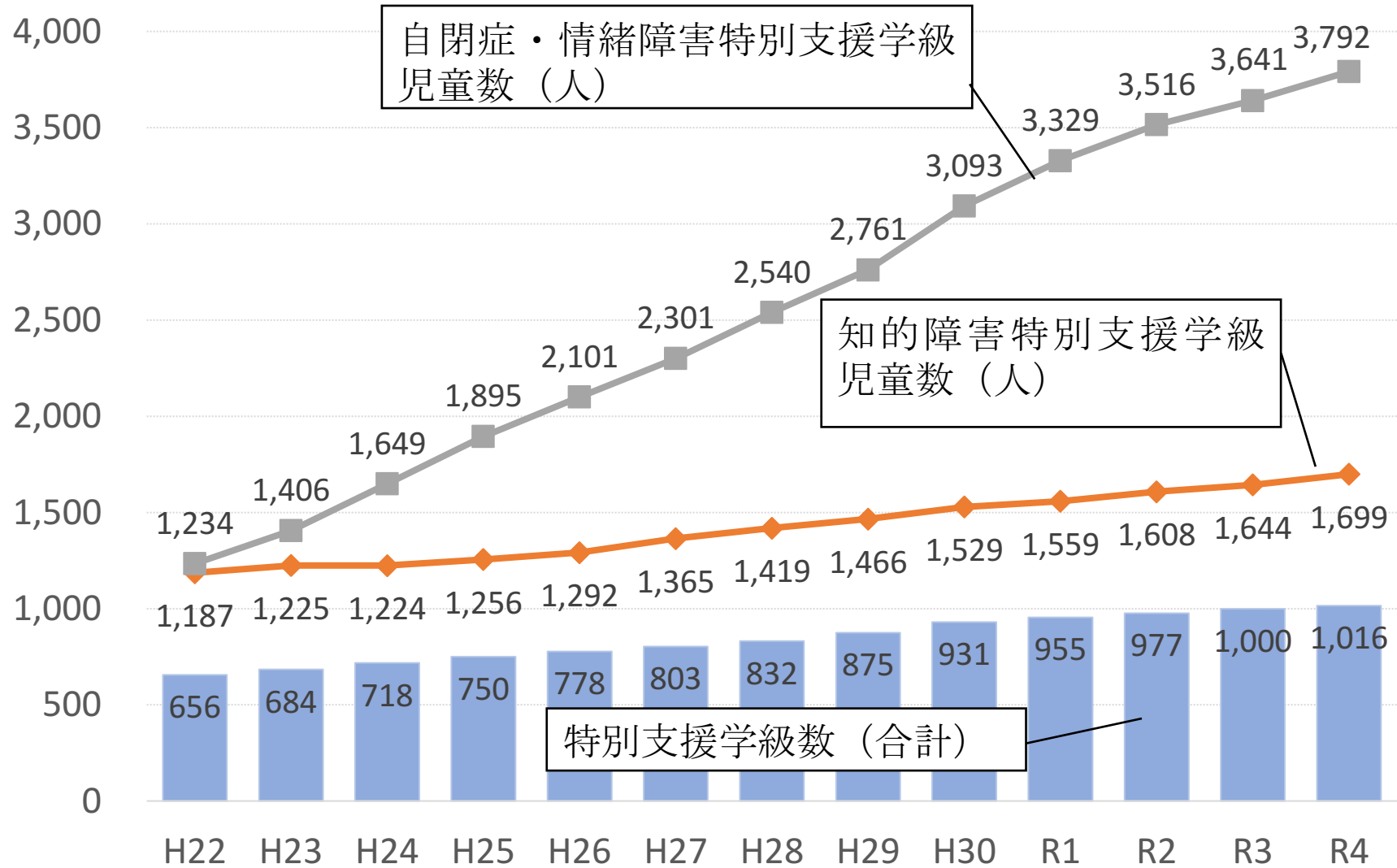
令和3年度 9,432名 (6.12%)



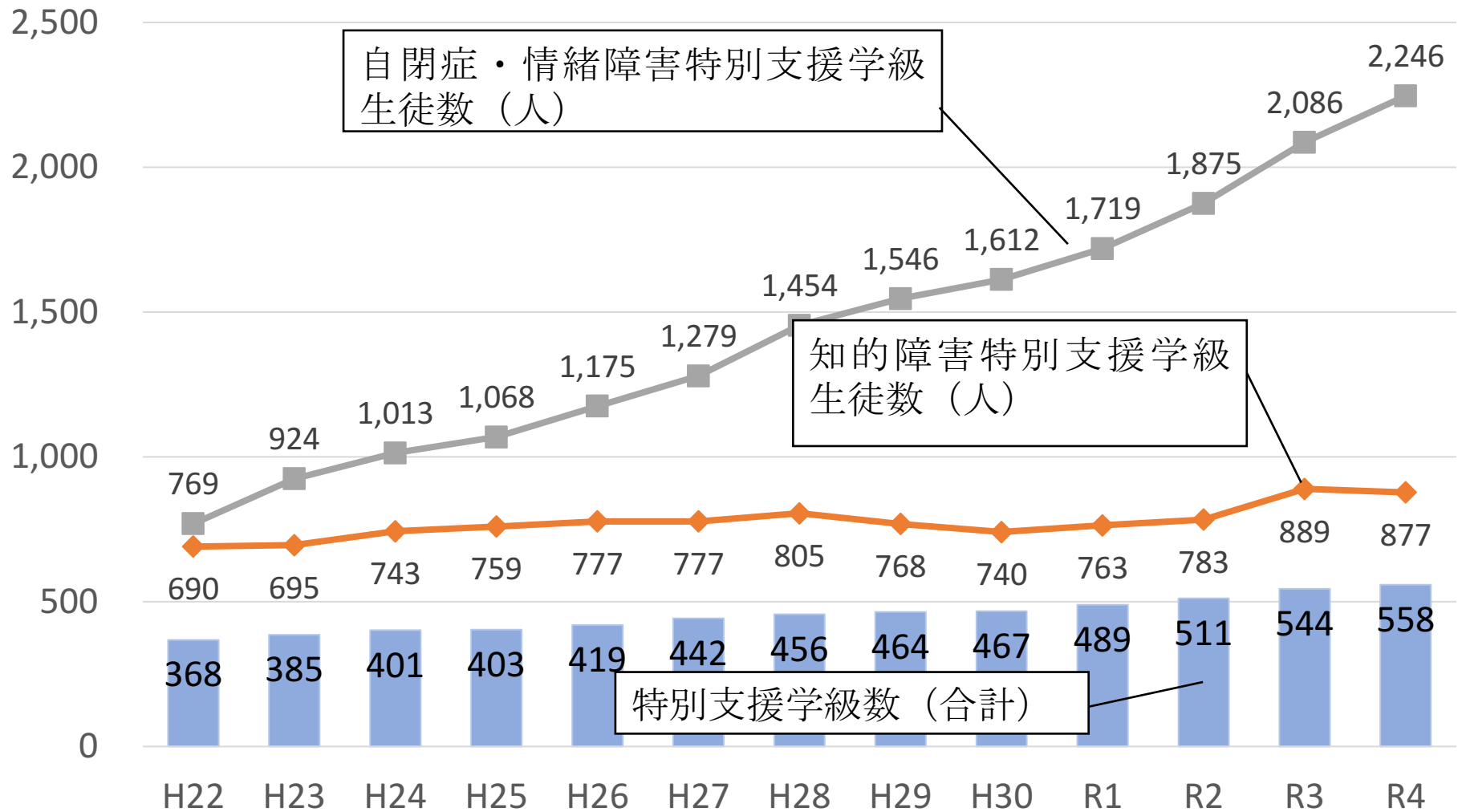
令和4年度 9,786名 (6.46%)

令和4年度 発達障がいに関する実態調査の結果より(長野県調査)

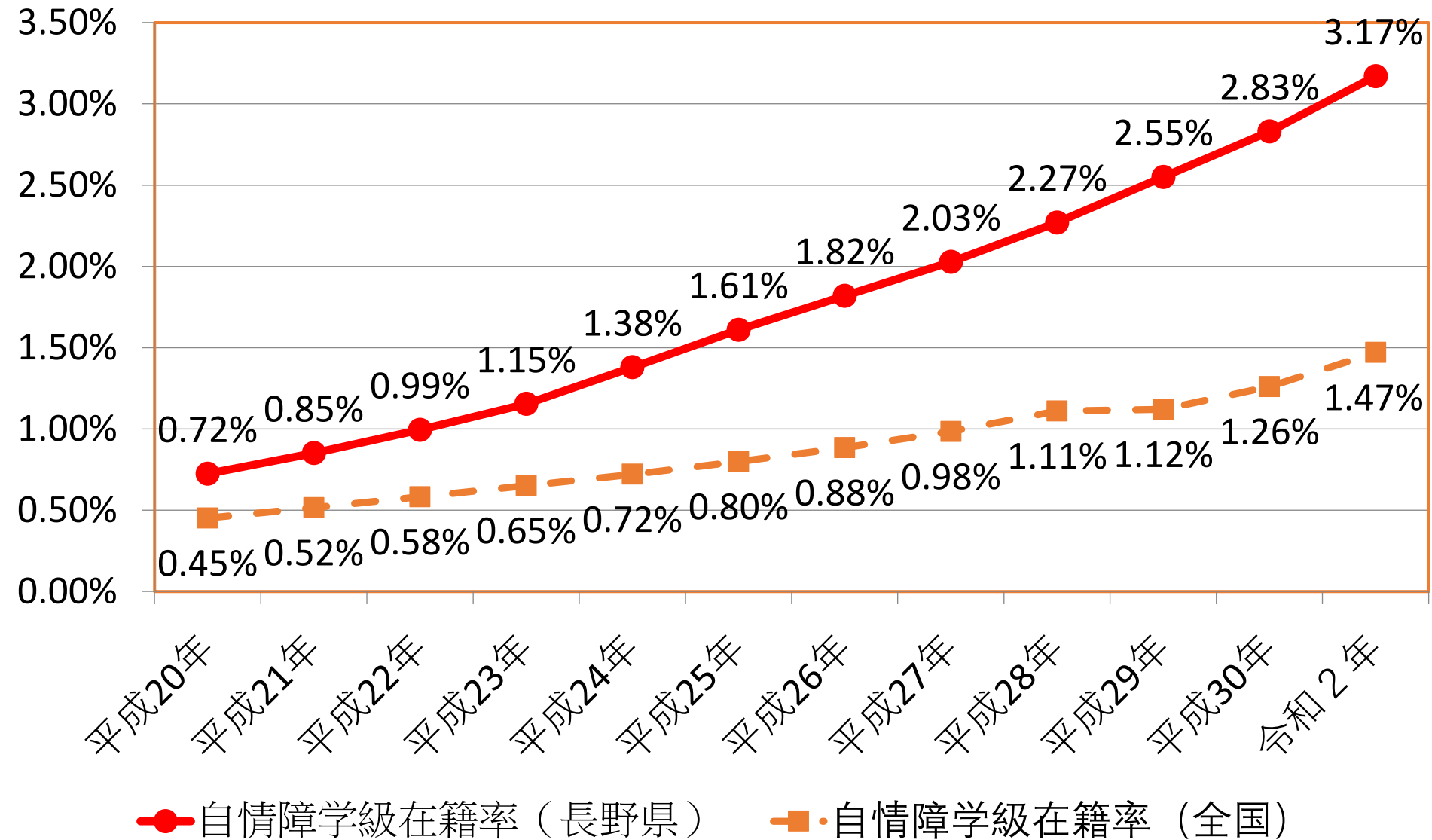
小学校 特別支援学級の推移



中学校 特別支援学級の推移



自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍率



自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍率

小学校 3.45% (全国4位)

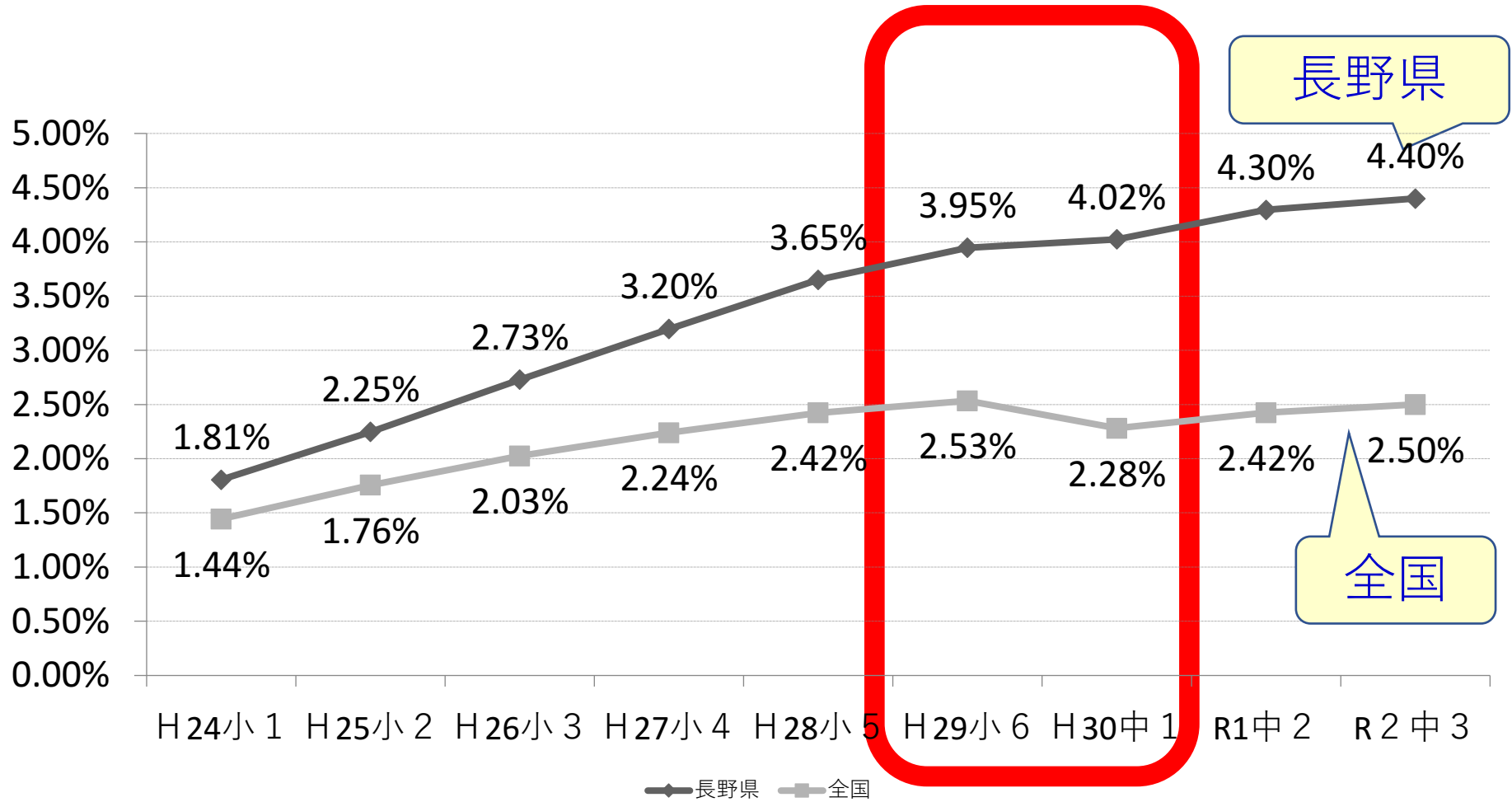
※ 全国(1.78%)

中学校 3.48% (全国1位)

※ 全国(1.35%)

令和2年度調査(文科省)

平成24年度小学1年生（R2中学卒業生）の特別支援学級在籍者数の推移



LD等通級指導教室の利用者の推移

設置校数(小中)

72校

教室数

108教室

利用児童生徒数

1,434名

《内訳》

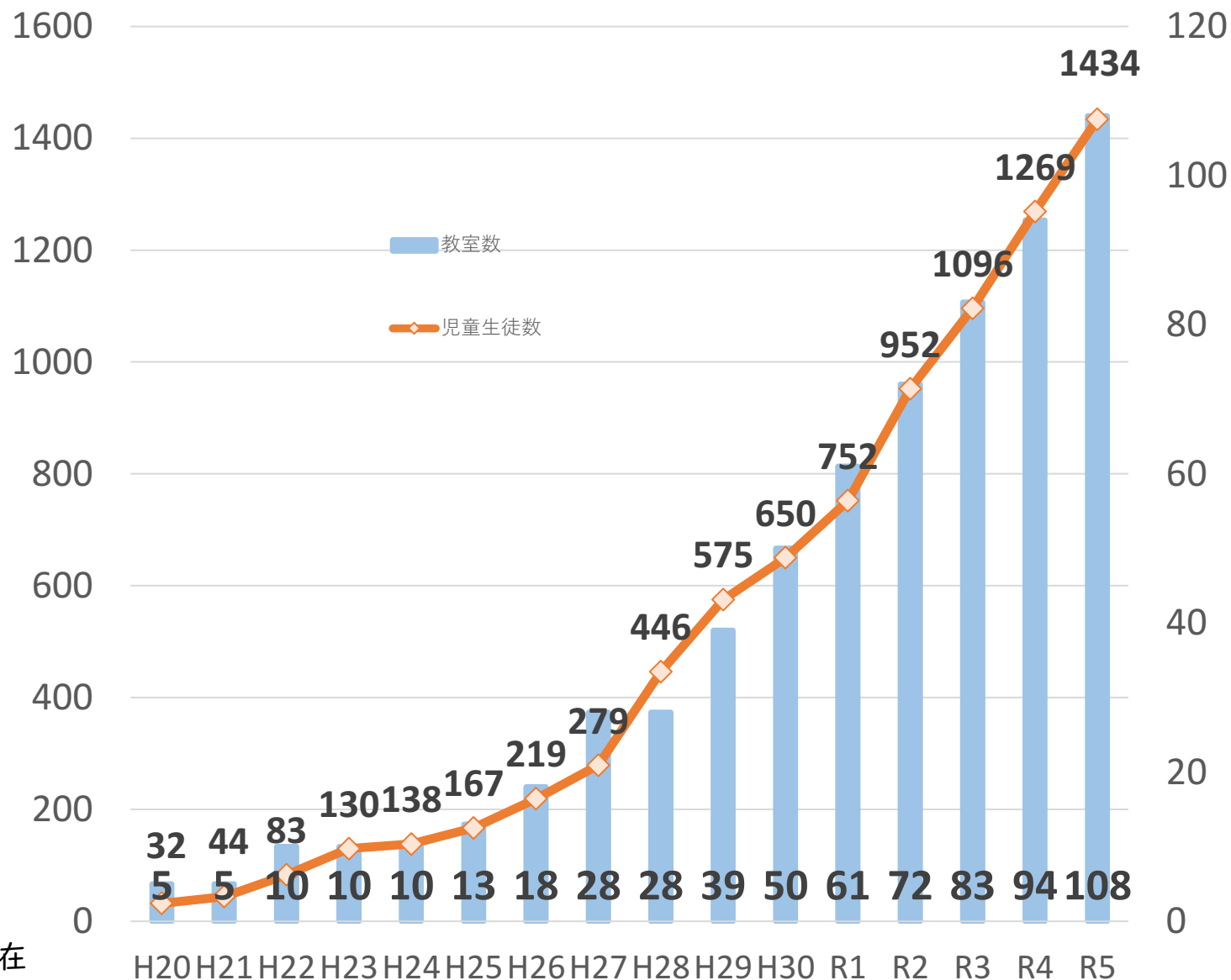
自校通級 1,070名

他校通級 301名

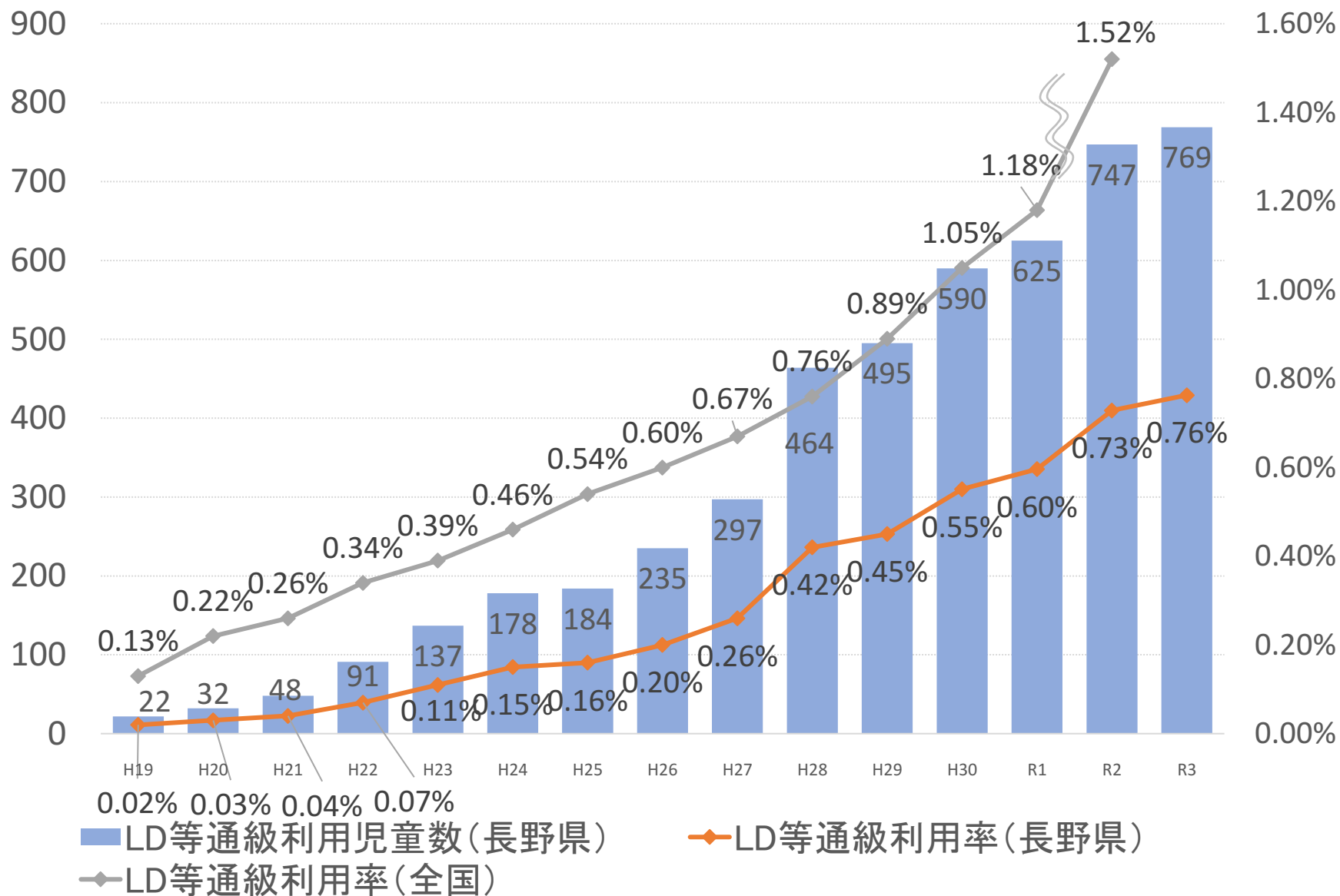
教育相談 63名

令和5年5月1日現在

R5県独自調査



小学校LD等通級指導教室の利用率



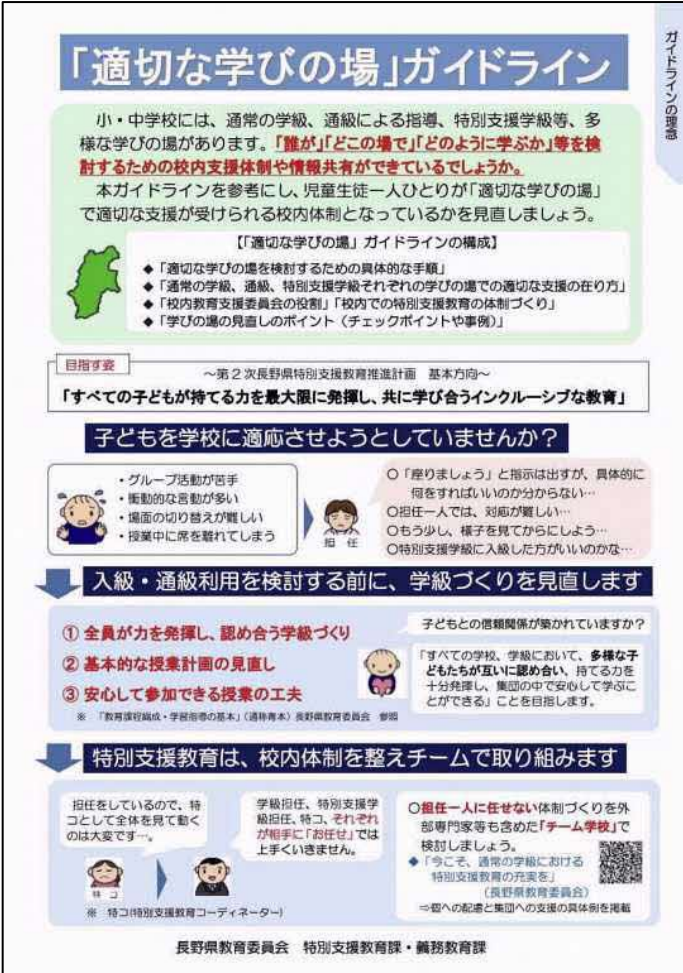
3 適切な学びの場の判断と見直し ～「適切な学びの場」ガイドラインの活用～

現状と課題

- 増加する特別支援学級
- 特別支援学級と通常の学級の連携の充実
- 通級による指導と通常の学級との連携の充実
- 柔軟な学びの場の見直しの促進
- 校内教育支援委員会の機能の充実

ガイドライン作成の趣旨

特別支援教育に係る校内体制の整備の在り方や、学びの場の検討の手順、柔軟な学びの場の見直しに係る好事例などを示す。



ガイドラインの理念

「適切な学びの場」ガイドライン

小・中学校には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場があります。「誰が」「どの場で」「どのように学ぶか」等を検討するための校内支援体制や情報共有ができていでしょうか。

本ガイドラインを参考にし、児童生徒一人ひとりが「適切な学びの場」で適切な支援が受けられる校内体制となっているかを見直しましょう。

【「適切な学びの場」ガイドラインの構成】

- ◆「適切な学びの場を検討するための具体的な手順」
- ◆「通常の学級、通級、特別支援学級それぞれの学びの場での適切な支援の在り方」
- ◆「校内教育支援委員会の役割」「校内での特別支援教育の体制づくり」
- ◆「学びの場の見直しのポイント（チェックポイントや事例）」

目指す姿 ～第2次長野県特別支援教育推進計画 基本方向～

「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」

子どもを学校に適應させようとしていませんか？

○「座りましょう」と指示は出すが、具体的に何をすればいいのか分からない…

○担任一人では、対応が難しい…

○もう少し、様子を見てからにしよう…

○特別支援学級に入級した方がいいのかな…

入級・通級利用を検討する前に、学級づくりを見直します

① 全員が力を発揮し、認め合う学級づくり

② 基本的な授業計画の見直し

③ 安心して参加できる授業の工夫

※ 「教育課程編成・学級創成の基本」（通称青本）長野県教育委員会 参照

特別支援教育は、校内体制を整えチームで取り組みます

担任をしているので、特
ごとして全体を見て動く
のは大変です…

学級担任、特別支援学
級担任、特ご、それぞ
れが相手に「お任せ」では
上手いきません。

○担任一人に任せない体制づくりを外部
専門家等も含めた「チーム学校」で
検討しましょう。

◆「今こそ、通常の学級における
特別支援教育の充実を」
（長野県教育委員会）

⇒ごへの配慮と集団への支援の具体例を掲載

長野県教育委員会 特別支援教育課・義務教育課

「適切な学びの場」ガイドラインの構成

- 「適切な学びの場を検討するための具体的な手順」
- 「通常の学級、通級、特別支援学級それぞれの学びの場での適切な支援の在り方」
- 「校内教育支援委員会の役割」
- 「校内での特別支援教育の体制づくり」
- 「学びの場の見直しのポイント（チェックポイントや事例）」

ガイドラインの理趣

「適切な学びの場」ガイドライン

小・中学校には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場があります。「誰が」「どの場で」「どのように学ぶか」等を検討するための校内支援体制や情報共有ができていますか。

本ガイドラインを参考にし、児童生徒一人ひとりが「適切な学びの場」で適切な支援が受けられる校内体制となっているかを見直しましょう。

【「適切な学びの場」ガイドラインの構成】

- ◆ 「適切な学びの場を検討するための具体的な手順」
- ◆ 「通常の学級、通級、特別支援学級それぞれの学びの場での適切な支援の在り方」
- ◆ 「校内教育支援委員会の役割」「校内での特別支援教育の体制づくり」
- ◆ 「学びの場の見直しのポイント（チェックポイントや事例）」

目指す姿 ～第2次長野県特別支援教育推進計画 基本方向～
「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」

子どもを学校に適應させようとしていませんか？

・グループ活動が苦手
・衝動的な言動が多い
・場面での切り替えが難しい
・授業中に席を離れてしまう

担任

- 「座りましょう」と指示は出すが、具体的に何をすればいいのか分からない…
- 担任一人では、対応が難しい…
- もう少し、様子を見てからしよう…
- 特別支援学級に入級した方がいいのかな…

入級・通級利用を検討する前に、学級づくりを見直します

① 全員が力を発揮し、認め合う学級づくり

② 基本的な授業計画の見直し

③ 安心して参加できる授業の工夫

※ 「教育課程編成・学習指導の基本」（通称基本） 長野県教育委員会 参照

子どもの信頼関係が築かれていますか？

「すべての学校、学級において、多様な子どもたちが互いに認め合い、持てる力を十分発揮し、集団の中で安心して学ぶことができる」ことを目指します。

特別支援教育は、校内体制を整えチームで取り組みます

担任をしているので、特攻として全体を見て動くのは大変です…

学級担任、特別支援学級担任、特攻、それぞれが相手に「お任せ」では上手いきません。

担任一人に任せない体制づくりを外務専門家等も含めた「チーム学校」で検討しましょう。

- ◆ 「今こそ、通常の学級における特別支援教育の充実を」（長野県教育委員会）

⇒ 登への配慮と集団への支援の具体例を掲載

※ 特攻特別支援教育コーディネーター

長野県教育委員会 特別支援教育課・義務教育課

「適切な学びの場」ガイドラインの周知に向けて

ガイドラインの配付 (R2)

- ・県下全ての市町村教育委員会
- ・小・中学校の全教職員
- ・特別支援学校の全教職員

説明会の実施 (R2~R3)

- ・管理職研修会
- ・特別支援学級新任担当者研修
- ・特別支教育コーディネーター研修
(特コ新任研、中核特コ研)

「適切な学びの場のガイドライン」の活用例(案)

特別支援教育は、学校体制で取り組むことが大切です。担任一人に任せない体制づくりをするために、校内で本ガイドラインを活用しましょう。

職員会等の職員研修での活用

【個別の教育支援計画・指導計画の作成】
○特別支援教育コーディネーター等が「個別の教育支援計画・指導計画」の作成の意義について説明する。その後、P13「通常の学級に在籍する『配慮が必要な児童生徒』にも『個別の教育支援計画・指導計画』を作成しましょう」の読み合わせをし、各校でできる工夫について検討する。

【通常の学級における支援の見返し】
OP2.3「適切な学びの場の検討手順1」を用いて、学級での支援体制について各項目をチェックし、校内及び学年会等でこれから実施できることを話し合う。

【事例の読み合わせ】
○職員会後等に短時間を利用し、P7~12「各事例」から一つ決めて読み合わせをして、これまでの経験や感想等を共有する。




【気になる児童生徒の実態把握】
OP14、15「実態把握のためのチェックシート」を印刷し、気になる児童生徒についてチェックをし、困り感の背景や支援の在り方について検討する。

校内教育支援委員会での活用

【特別支援学級の入級や通級指導教室の利用検討】
OP4.5「適切な学びの場の検討手順2」を用いて、入級・通級利用開始の検討時や開始後の連携等についての見直しを確認する。
OP6「自・情緒学級の入級と退級のチェックポイント」を用いて、入級前、入級時、退級後の状況について確認し、今後の方向を明確にする。

【特別支援学級の入級や通級指導教室の利用時】
OP4.5「適切な学びの場の検討手順2」を用いて、通常学級との連携や学びの場の見直しが行われているかを確認し、連携体制を見直す。

【校内体制の実態把握】
OP6「校内体制等のチェックポイント」を委員のメンバー各自で実施し、校内の実態を把握し、校内体制の在り方を見直し、校内体制を整備する。



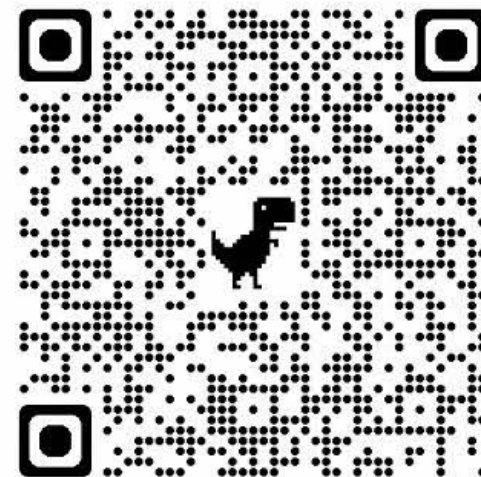
「適切な学びの場」ガイドラインの周知に向けて

研修資料の配付(R2)

- ・研修用資料を作成し、全ての小・中・特別支援学校へ配付
- ・研修用資料を県教育委員会HPへ掲載(ダウンロード可能)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/manabinobaguideline.html>

- **PDF** [「適切な学びの場」ガイドライン \(PDF: 1,946KB\)](#)
- 資料1: 本ガイドラインに関わる用語の説明 (後日掲載)
- 資料2: **PDF** [本ガイドラインの活用事例 \(PDF: 395KB\)](#)
- 資料3: **PDF** [特別支援学級及び通級による指導の対象「文科省756号通知」 \(PDF: 84KB\)](#)
- **PDF** [「文科省756号通知」補足資料 \(PDF: 288KB\)](#)
- 資料4: **PDF** [入級・退級のチェックポイント \(PDF: 312KB\)](#)
- 資料5: **PDF** [校内体制等のチェックポイント \(PDF: 314KB\)](#)
- 資料6: **PDF** [特別支援教育コーディネーターの活用に関する事例 \(PDF: 348KB\)](#)
- 資料7: 長野県の通級指導教室に関わるリーフレット (後日掲載)
- 資料8: **PDF** [就学判断 検討シート \(PDF: 426KB\)](#)
- 資料9: **PDF** [実態把握のためのチェックシート \(PDF: 396KB\)](#)
- 資料10: [本ガイドラインを使用した校内研修の例 \(※読み取り専用\) \(PPT: 2,282KB\)](#)
- **PDF** [本ガイドラインを使用した校内研修の例 \(PDF版\) \(PDF: 2,821KB\)](#)
- **PDF** [本ガイドラインを使用した校内研修の例の読み原稿 \(PDF: 1,625KB\)](#)



「適切な学びの場」ガイドラインの活用ポイント(例)

◆市町村教育委員会

- 管理職、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施

◆管理職

- 校内研修会を実施
- 「チェックポイント(P6)」
 - 自校の校内体制を確認し、特別支援教育コーディネーターと今後の取組を相談
- 「適切な学びの場の検討手順2(P4~5)」
 - 入級や退級、通級利用等に向けた手順を確認し、校内教育支援委員会を開催

◆ 通常の学級担任

- 「適切な学びの場の検討手順1(P2~3)」
 - 学級や学年で配慮できること、校内支援体制で取り組めることを確認
- 「実態把握のためのチェックシート(P14)」
 - 実態把握をもとに、具体的な支援内容を検討

◆ 特別支援学級の担任

- 「適切な学びの場の検討手順2(P4~5)」
 - 通常の学級と連携できそうなことを検討
- 「チェックポイント(P6)」
 - 特別支援学級の現在の課題と今後の方向を検討

◆特別支援教育コーディネーター

○「チェックポイント(P6)」

→ 自校の校内支援体制を確認し、管理職と今後の取組を相談

○ 研修資料(スライド+読み原稿)

→ 研修会講師として、校内研修会を実施

○「適切な学びの場の検討手順1(P2~3)」

→ 学級担任と今後の支援方法について検討

○「適切な学びの場の検討手順2(P4~5)」

→ 入級や退級、通級利用等に向けた検討手順を確認し、管理職と相談して校内教育支援委員会を開催

適切な学びの場の検討手順1

通常の学級での支援

適切な学びの場の検討手順1

- 多様性を包み込む
- 校内での支援体制

通常の学級づくりの在り方

入級や通級による指導の利用の前に、通常の学級や校内での支援体制を振り返りましょう。



学級担任の配慮

学年会等での検討

学校体制での取組

すでに実施している項目に✓

日々の学級づくり、授業づくり

子どもの困難

さをチームで共有

学校体制で行う特別支援教育

管理職と特
この連携で
校内体制を
整えます。



①温かく受容的な学級づくり

ここが土台

○すべての子どもが安心して学習し、自分の力を発揮できるよう、互いの違いやよさを認め合える集団づくりをします。

○学級の子どものモデルとなり、安心感につながるよう、担任自身が受容的な関わり（認める声かけ、表情等）をします。

◆「心のバリアフリーノート」（文部科学省）
⇒児童生徒がバリアフリーについて学習する際に使用するテキストと指導案等をダウンロード可能

②授業のユニバーサルデザイン化

○個別指導の前に、すべての子どもにとって、参加しやすい学級づくり、分かりやすい授業づくりをします。

合理的配慮とユニバーサルデザイン

①～③は、学級づくりの土台です。その上で、個々に応じた合理的配慮を行います。
(障害者差別解消法 H28.4月施行)

各学級の日常的な工夫の中にあつたユニバーサルデザインがあるので、特コ等が各教室の工夫を写真に撮って職員研修で確認することも有効

③科学的根拠（実態把握）に基づく効果的な指導

○担任個人の力量、意識、意欲といった曖昧な概念・基準だけでなく、科学的根拠に基づいた効果的な指導をします。

◆「多量指導モデルMIM」（主に小学校低学年）
（国立特別支援教育総合研究所 高津亜希子氏）
⇒病みの基礎となる特殊音節のアセスメントと指導

例）復習テスト等を実施し、未習得の部分の明確にした上で、ポイントを絞って指導にあたることも有効

④配慮が必要な子どもの情報共有

○学級担任や関係者、保護者トで有効な支援を検討す

○保護者には、支援会議を横

○家庭での困り事や子育て

で、簡易にできるチェックシートのために実態把握をします。み重ね丁寧に説明をします。の難しさ等も共有します。

◆「合理的配慮実践事例集」
⇒「実態把握のための

（長野県教育委員会）
チェックシート」を掲載

◆「聴音、チック症、病みに気づく「チェックリス

書き簡易、不器用の特性ト活用マニュアル」（厚生労働省）

⑤つまずきの要因分析/合理的配慮

○その子が、「なぜつまずき

の要因や背景を探り、支

ているのか」について、つまず

据に生かします。

◆「特別支援学校学習指導要領解説」
⇒「障害のある児童への配慮につ

として、各教科で学習上の困難

内容など支援の工夫を掲載

（H30 文部科学省）
いでの事項」
に応じた指導

合理的配慮は、特別扱いではありません。

◆「インクルーシブ教育シ

스템構築モデル専業」
特別支援教育総合研究所）
例を掲載

⑥「個別の指導計画」等の作成

○通常の学級担任、特コ、保

護者や本人と「個別の指導計画」を

作成します。

◆「学習指導要領サポートブック」
（長野県教育委員会）※R3より

⇒「個別の指導計画」簡易版の書

中学校で、教科担任音聲の情報

H31 各校配布済
HPに掲載予定

式を掲載
共有に有効

⑦学年会等で検討・共有

○学年会（連学年会）等で、

検討をし、チームで対応し

「個別の指導計画」を基に事例

共有します。

例）学年で児童生徒を決めて、支

中学校では、生徒が主体的に

支援を検討し、有効な支援を

援とその結果について継続した検討

中学校では、生徒が主体的に

支援を検討し、有効な支援を

援とその結果について継続した検討

中学校では、生徒が主体的に

支援を検討し、有効な支援を

⑧校内体制の整備/校内教育支援委員会

○全校職員が、対象となる子どもを理解し、支援にあたること

ができる体制を整えておきます。

◆「特別支援教育コーディネーターハンドブック」
（長野県教育委員会）
⇒特別支援教育コーディネーターを中心とした
校内体制づくりの具体例を掲載

◆「信州型ユニバーサルデザイン研修シリーズ」
（長野県教育委員会）
⇒信州型UDカードで先生方の経験等を共有
⇒そのまま校内研修ができる動画配信

⑨チームティーチングによる指導

○座席表に支援ポイントを記述しておく等、支援に入る先生と支

援方法を共有し、役割分担を明確にしておきます。

◆「特別支援教育支援員を活用するために」（文部科学省）
⇒授業の導入場面、追究場面等、短時間だけのチーム
ティーチング（TT）による支援等の具体例を掲載

⑩校内体制の工夫による個別指導

○個別指導と「その子に応じた、集団への参加につながる学習」

も大切にします。

例）ドリルの時間、読書の時間等を活用し、校内体制の工夫で少人数指導
や個別指導に取り組む

必要に応じて外部専門家へ相談

○外部専門家から、つまずきの背景、支援方法や学校体制で取り

組む際の助言をもらい、支援の改善につなげます。

○支援方法を探るために、検査の実施を依頼します。


例）保護者の同意を得て、管理職等を窓口として外部専門家へ依頼
・特別支援学校のセンター的機能を活用して相談しましょう。
・市町村の福祉課の保健師や相談員等は、幼少期からの支援情報を把握している場合もあります。

適切な学びの場の検討手順2

適切な学びの場の検討手順2

- 入級・通級利用に向けた検討手続き
- 多様な学びの場での適切な支援
- 継続/退級・利用終了に向けた検討手続き

◆「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省)
→管理職、特コ、担任等それぞれに係る体制整備を記載



多様な学びの場



管理職による校内の支援体制整備におけるチェック項目

- 校内体制 ▶ 特コの複数化/特コが動ける体制づくり 校内体制での支援の仕組み 定期的な校内委員会の実施
- 取組 ▶ 管理職による授業参観 関係者との日常的な情報共有 入級している児童生徒の適切な学びの場の検討

(1) 入級・通級利用の検討前に

- 〇に✓を入れて確認しましょう
- ① **本人・保護者の願いの把握**
将来を見据え、本人や保護者の願いを受け止める

- ② **通常の学級での支援の見直し**
 通常の学級で支援の工夫をする

- ③ **外部専門家との連携**
 外部専門家から、行動観察、検査結果に基づいた支援の助言を受ける

- ④ **支援の方向を明確にする**
 K-ABC、WSC、S-M 社会能力検査、TS 式幼児児童性相診断検査 等
 専門家等による行動観察

- ⑤ **通常の学級での支援の見直し**
 校内体制での取組

(2) 入級・通級利用の検討

- ⑥ **学びの場の検討** (以下を総合的に判断)
 756号通知等による障がいの状態 ※ 資料3をダウンロードの上、参照
 教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や本人、専門家の意見等

- ⑦ **具体的な支援の方向を検討**
 保護者とも相談し、支援の目的や頻度、期間の見直しを検討する。
 通常の学級と連携し、学習場面や内容、支援について検討する。
 保護者や本人と校内での合意形成

(3) 市町村教委の手続き

- ⑧ **市町村の教育支援委員会の判断**
 最終決定は、保護者・本人と合意形成の上、市町村教育委員会が行う

管理職と特コの連携で校内体制を整えます。



特別支援学級


通級による指導

通常の学級

実態把握と目標の設定

- チェックシートを利用したり、外部専門家等に相談したりしながら実態を捉えます。
- 保護者・本人にも相談して「**個別の指導計画**」及び「**個別的教育支援計画**」を作成し、指導に生かします。


◆「学習指導要領サポートブック」H31 各教科別編
[長野県教育委員会] [H31よりH32以降の学習指導要領別編の指導計画シートの記入例と取組等を掲載\(一部掲載\)](#)



自立活動の指導

- 自立活動の指導目標を明確にし、学習内容を決め出します。
- 目標と学習内容は、保護者とも共有します。

◆「特別支援学校学習指導要領 自立活動編解説」
IHSO 文部科学省
→6区分27項目の具体例、目標の設定の仕方、活動の事例を掲載



個別の指導計画の共有・活用

- 特別支援学級/通級による指導での目標、自立活動、教科の学習の情報を共有します。
- 中学校では、教科担任者間で共有します。

支援内容の連携や時間割の調整

- 特別支援学級や通級による指導を利用する児童生徒の**時間割の調整**を担当間で早めに行う(急な変更がおきないようにします)。
- 個別学習で学んだことを**通常の学級の指導でも生かしながら支援**します。

通常の学級と連続した指導

- 特別支援学級の担任や通級の担当者が、**通常の学級の授業を参観**したり、「T」で指導に入ったりします(校内体制で実施)。
- 連絡ノート等を通して**日々の情報共有**をし、学び方や有効な教材等を工夫します。

◆「通級による指導を通常の学級での指導に生かす」(国立特別支援教育総合研究所)
→通常の学級担任に通級の仕組み等を分かりやすく説明



◆「初めて 通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省)
→通級指導の流れや具体的事例を掲載



個別の指導計画に基づく指導

- 「個別の指導計画」を基に、目指す姿、支援、評価について定期的に検討します。
- 保護者の同意を得て、必要に応じて外部機関とも情報を共有します。

特別支援学級等の授業参観

- 管理職と連携し**、特別支援学級や通級による指導の**授業参観を学期に1回程度**設定します。

交流及び共同学習

- 「**個別の指導計画**」を基に、一緒に学習教材、単元、時間、支援情報等について、保護者を含めた関係者で相談します。
- 共同学習で通常の学級で授業を受けていても、**ねらいが異なる場合**があります。**一人ひとりに適切なねらい**を設定します。

校内教育支援委員会

- 年度や月ごとに位置付けます。
- 11月頃の**校内委員会**では、**全員の育ちと支援**を振り返り、**継続利用及び学びの場の見直し**を検討します。
- ◆本人の育ち、願い等を関係者で共有します。
- ◆自・情障学級で、**週8時間以内**の利用が継続している際は、本人の心情に配慮しながら通級に向けた目標を設定します。
- 保護者懇談会等で、**今年度の成果と次年度の目標や学びの場**について検討します。
- 市町村教育委員会や専門家等の意見等も参考に**学びの場の変更や教育課程の変更を総合的に判断**します。

特別支援学級 関係者による日々の情報共有が大切です。

通級による指導

通常の学級

継続利用の場合

- 「**個別の指導計画**」の目標や支援の**見直し**をします。

通常の学級が、遠く受容的な学級集団となっていますか。



学びの場の見直しの場合

- 特コは、**通常の学級を参観**し、通常の学級に必要な支援を具体的に示します。
- 本人の様子を見ながら、通常の学級での生活を増やします。

退級/終了後のフォロー

- 本人、保護者に様子聞きながら、**サポートを継続**します。

連携の継続

- 通常の学級の担任に任せきりにしない仕組みをつくります。
- 「**個別の指導計画**」や「**個別的教育支援計画**」を引き続き活用します。
- 支援会議を定期的**に開き、支援方法や成果の共有、育ちの評価をします。



「適切な学びの場」の変更の先送りは、子どものためになりません。


適切な学びの場の検討手順2

多様な学びの場

適切な学びの場の検討手順2

- 入級・通級利用に向けた検討手続き
- 多様な学びの場での適切な支援
- 継続/退級・利用終了に向けた検討手続き

◆「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省)
→管理職、特コ、担任等それぞれに係る体制整備を記載




(1) 入級・通級利用の検討前に

☐ 入級・通級利用の検討前に
☐ 本人・保護者の願いの把握

① 本人・保護者の願いの把握
☐ 将来を見据え、本人や保護者の願いを受け止める

② 通常の学級での支援の見直し
☐ 通常の学級で支援の工夫をする

③ 外部専門家との連携
☐ 外部専門家から、行動観察、検査結果に基づいた支援の助言を受ける

④ 支援の方向を明確にする
☐ K-ABC、WSC、S-M 社会能力検査、TS 幼児児童生徒性格診断検査 等
☐ 専門家等による行動観察

⑤ 通常の学級での支援の見直し
☐ 校内体制での取組

(2) 入級・通級利用の検討

⑥ 学びの場の検討 (以下本格的に実施)
☐ 756号通知等による障がいの状態
☐ 資料3をダウンロードの上、参照
☐ 教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や本人、専門家の意見等

⑦ 具体的な支援の方向を検討
☐ 保護者とも相談し、支援の目的や頻度、期間の見直しを検討する
☐ 通常の学級と連携し、学習場面や内容、支援について検討する
☐ 保護者や本人と校内での合意形成

(3) 市町村教委の手続き

⑧ 市町村の教育支援委員会の判断
☐ 最終決定は、保護者・本人と合意形成の上、市町村教育委員会が行う

管理職と特コの連携で校内体制を整えます。

管理職による校内の支援体制整備におけるチェック項目

- 校内体制 ▶ ☐ 特コの複数化/特コが動ける体制づくり ☐ 校内体制での支援の仕組み ☐ 定期的な校内委員会の実施
- 取組 ▶ ☐ 管理職による授業参観 ☐ 関係者との日常的な情報共有 ☐ 入級している児童生徒の適切な学びの場の検討



特別支援学級


通級による指導

通常の学級

実態把握と目標の設定

- ☐ チェックシートを利用したり、外部専門家等に相談したりしながら実態を捉えます。
- ☐ 保護者・本人にも相談して「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、指導に生かします。


◆「学習指導要領サポートブック」H31 各教科別編
[長野県教育委員会] H31よりH33に改訂
→連携型個別の指導計画シートの記入例と取組等を掲載(一部掲載)



自立活動の指導

- ☐ 自立活動の指導目標を明確にし、学習内容を決め出します。
- ☐ 目標と学習内容は、保護者とも共有します。

◆「特別支援学校学習指導要領 自立活動編解説」
H30 文部科学省
→6区分27項目の具体例、目標の設定の仕方、活動の事例を掲載



個別の指導計画の共有・活用

- ☐ 特別支援学級/通級による指導での目標、自立活動、教科の学習の情報を共有します。
- ☐ 中学校では、教科担任者間で共有します。

支援内容の連携や時間割の調整

- ☐ 特別支援学級や通級による指導を利用する児童生徒の時間割の調整を担任間で早めに行う(急な変更がおきないようにします)。
- ☐ 個別学習で学んだことを通常の学級の指導でも生かしながら支援します。

通常の学級と連続した指導

- ☐ 特別支援学級の担任や通級の担当者が、通常の学級の授業を参観したり、TTで指導に入ったりします(校内体制で実施)。
- ☐ 連絡ノート等を通して日々の情報共有をし、学び方や有効な教材等を工夫します。

◆「通級による指導を通常の学級での指導に生かす」(国立特別支援教育総合研究所)
→通常の学級担任に通級の仕組み等を分かりやすく説明



◆「初めて 通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省)
→通級指導の流れや具体的事例を掲載



個別の指導計画に基づく指導

- ☐ 「個別の指導計画」を基に、目指す姿、支援、評価について定期的に検討します。
- ☐ 保護者の同意を得て、必要に応じて外部機関とも情報を共有します。

特別支援学級等の授業参観

- ☐ 管理職と連携し、特別支援学級や通級による指導の授業参観を学期に1回程度設定します。

交流及び共同学習

- ☐ 「個別の指導計画」を基に、一緒に学ぶ教科、単元、時間、支援情報等について、保護者を含めた関係者で相談します。
- ☐ 共同学習で通常の学級で授業を受けていても、ねらいが異なる場合があります。一人ひとりに適切なねらいを設定します。

校内教育支援委員会

- ☐ 年度や月ごとに位置付けます。
- ☐ 11月頃の校内委員会で、全員の育ちと支援を振り返り、継続利用及び学びの場の見直しを検討します。
- ◆ 本人の育ち、願い等を関係者で共有します。
- ◆ 白・情報学級で、概ね3時間以内の利用が継続している際は、本人の心情に配慮しながら通級に向けた目標を設定します。
- ☐ 保護者懇談会等で、今年度の成果と次年度の目標や学びの場について検討します。
- ☐ 市町村教育委員会や専門家等の意見等も参考に学びの場の変更や教育課程の変更を総合的に判断します。

特別支援学級 関係者による日々の情報交流が大切です。

通級による指導

通常の学級

退級/通級を終了する場合は、**学校長が「学びの場」や教育課程の変更を決定し、市町村教育委員会に報告します。**

継続利用の場合

- ☐ 「個別の指導計画」の目標や支援の見直しをします。
- 通常の学級が、遠く受容的な学級集団となっていますか。

学びの場の見直しの場合

- ☐ 特コは、通常の学級を参観し、通常の学級に必要な支援を具体的に示します。
- ☐ 本人の様子を見ながら、通常の学級での生活を増やします。

退級/終了後のフォロー

- ☐ 本人、保護者に様子聞きながら、サポートを継続します。

連携の継続

- ☐ 通常の学級の担任に任せきりにしない仕組みをつくります。
- ☐ 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を引き続き活用します。
- ☐ 支援会議を定期的に関き、支援方法や成果の共有、育ちの評価をします。

「適切な学びの場」の要の先送りは、子どものためになりません。

適切な学びの場の検討手順2

(1) 入級・通級利用の検討前に

に を入れて確認しましょう

①本人・保護者の願いの把握

将来を見据え、**本人や保護者の願**
いを受け止める

②通常の学級での支援の見返し

通常の学級で支援の工夫をする

③外部専門家との連携

外部専門家から、行動観察、検査
結果に基づいた支援の助言を受け
る

④支援の方向を明確にする

K-ABC、WISC、S-M 社会生活
能力検査、TS 式幼児・児童性格
診断検査等

専門家等による行動観察

⑤通常の学級での支援の見直し

校内体制での取組

通常の学級での支援の見返し、見直しがなされているか。


①～⑤の過程を経た上で、入級・通級利用の検討

適切な学びの場の検討手順2

適切な学びの場の検討手順2

- 入級・通級利用に向けた検討手続き
- 多様な学びの場での適切な支援
- 継続/退級・利用終了に向けた検討手続き

◆「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省)
→管理職、特コ、担任等それぞれに係る体制整備を記載



多様な学びの場



(1) 入級・通級利用の検討前

- ☐ 口 にチェックを入れて確認しましょう
- 本人・保護者の願いの把握**
☐ 将来を見据え、本人や保護者の願いを受け止める
 - 通常の学級での支援の見直し**
☐ 通常の学級で支援の工夫をする
 - 外部専門家との連携**
☐ 外部専門家から、行動観察、検査結果に基づいた支援の助言を受ける
 - 支援の方向を明確にする**
☐ K-ABC、WSC、S-M 社会能力検査、TS 幼児児童生徒情報検査 等
☐ 専門家等による行動観察
 - 通常の学級での支援の見直し**
☐ 校内体制での取組

管理職と特コの連携で校内体制を整えます。

管理職による校内の支援体制整備におけるチェック項目

- 校内体制 ▶ ☐ 特コの複数化/特コが動ける体制づくり ☐ 校内体制での支援の仕組み ☐ 定期的な校内委員会の実施
- 取組 ▶ ☐ 管理職による授業参観 ☐ 関係者との日常的な情報共有 ☐ 入級している児童生徒の適切な学びの場の検討

(2) 入級・通級利用の検討

- 学びの場の検討** (以下、基本的に自動)
☐ 756号通知等による障がいの状態
☐ 資料3をダウンロードの上、参照
☐ 教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や本人、専門家の意見等
- 具体的な支援の方向を検討**
☐ 保護者とも相談し、支援の目的や頻度、期間の見直しを検討する
☐ 通常の学級と連携し、学習場面や内容、支援について検討する
☐ 保護者や本人と校内での合意形成

(3) 市町村教委の手続き

- 市町村の教育支援委員会の判断**
☐ 最終決定は、保護者・本人と合意形成の上、市町村教育委員会が行う

特別支援学級

通級による指導

通常の学級

実態把握と目標の設定

- ☐ チェックシートを利用したり、外部専門家等に相談したりしながら実態を捉えます。
- ☐ 保護者・本人にも相談して「**個別の指導計画**」及び「**個別的教育支援計画**」を作成し、指導に生かします。

◆「学習指導要領サポートブック」H31 各教科別編
[長野県教育委員会] [e-h31y01H31H32編等](#)
→連携型個別の指導計画シートの記入例と取組等を掲載(一部掲載)

自立活動の指導

- ☐ 自立活動の指導目標を明確にし、学習内容を決め出します。
- ☐ 目標と学習内容は、保護者とも共有します。

◆「特別支援学校学習指導要領 自立活動編解説」
[H30 文部科学省]
→6区分27項目の具体例、目標の設定の仕方、活動の事例を掲載

個別の指導計画の共有・活用

- ☐ 特別支援学級/通級による指導での目標、自立活動、教科の学習の情報を共有します。
- ☐ 中学校では、教科担任者間で共有します。

支援内容の連携や時間割の調整

- ☐ 特別支援学級や通級による指導を利用する児童生徒の**時間割の調整**を担任間で早めに行う(急な変更がおきないようにします)。
- ☐ 個別学習で学んだことを**通常の学級の指導**でも生かしながら支援します。

通常の学級と連続した指導

- ☐ 特別支援学級の担任や通級の担当者が、**通常の学級の授業を参観**したり、**TT**で指導に入ったりします(校内体制で実施)。
- ☐ 連絡ノート等を通して**日々の情報共有**をし、学び方や有効な教材等を工夫します。

◆「通級による指導を通常の学級での指導に生かす」(国立特別支援教育総合研究所)
→通常の学級担任に通級の仕組み等を分かりやすく説明

◆「初めて 通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省)
→通級指導の流れや具体的事例を掲載

個別の指導計画に基づく指導

- ☐ 「個別の指導計画」を基に、目指す姿、支援、評価について定期的に検討します。
- ☐ 保護者の同意を得て、必要に応じて外部機関とも情報を共有します。

特別支援学級等の授業参観

- ☐ **管理職と連携**し、特別支援学級や通級による指導の**授業参観を学期に1回程度**設定します。

交流及び共同学習

- ☐ 「**個別の指導計画**」を基に、一緒に学ぶ教科、単元、時間、支援情報等について、保護者を含めた関係者で相談します。
- ☐ 共同学習で通常の学級で授業を受けていても、ねらいが異なる場合があります。**一人ひとりに適切なねらいを設定**します。

校内教育支援委員会

- ☐ 年度や月ごとに位置付けます。
- ☐ **11月頃の校内委員会**では、**全員の育ちと支援**を振り返り、**継続利用及び学びの場の見直し**を検討します。
- ◆ 本人の育ち、願い等を関係者で共有します。
- ◆ 白・情障学級で、**概ね3時間以内**の利用が継続している際は、本人の心情に配慮しながら**通級に合わせた目標を設定**します。
- ☐ 保護者懇談会等で、今年度の成果と**次年度の目標や学びの場**について検討します。
- ☐ 市町村教育委員会や専門家等の意見等も参考に学びの場の変更や教育課程の変更を総合的に判断します。

継続利用の場合

- ☐ 「**個別の指導計画**」の目標や支援の**見直し**をします。

通常の学級が、遠く受容的な学級集団となっていますか。

学びの場の見直しの場合

- ☐ 特コは、**通常の学級を参観**し、通常の学級に必要な支援を具体的に示します。
- ☐ 本人の様子を見ながら、通常の学級での生活を増やします。

退級/終了後のフォロー

- ☐ 本人、保護者に様子聞きながら、**サポートを継続**します。

連携の継続

- ☐ 通常の学級の担任に任せきりにしない仕組みをつくります。
- ☐ 「**個別の指導計画**」「**個別的教育支援計画**」を引き続き活用します。
- ☐ **支援会議**を定期的に開き、支援方法や成果の共有、育ちの評価をします。

特別支援学級 関係者による日々の情報交流が大切です。

通級による指導

通常の学級

退級/通級を終了する場合は、**学校長が「学びの場」や教育課程の変更を決定**し、市町村教育委員会に報告します。

「適切な学びの場」の変更の先送りは、子どものためになりません。

(2) 入級・通級利用の検討

⑥ 学びの場の検討 (以下を総合的に勘案)

- 756号通知等による障がいの状態
※P16右下の資料3をダウンロードの上、参照
- 教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や本人、専門家の意見等

⑦ 具体的な支援の方向を検討

- 保護者とも相談し、**支援の目的や頻度、期間の見通し**を検討する
- 通常の学級と連携し、**学習場面や内容、支援について検討**する
- 保護者や本人と校内での**合意形成**

- ・本人や保護者の願いに寄り添っているか
- ・支援の目的や頻度、期間の見通しの検討されているか
- ・通常の学級との連携について検討されているか
- ・保護者や本人と合意形成がなされているか


適切な学びの場の検討手順2

多様な学びの場

適切な学びの場の検討手順2

- 入級・通級利用に向けた検討手続き
- 多様な学びの場での適切な支援
- 継続/退級・利用終了に向けた検討手続き

◆「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省)
→管理職、特コ、担任等それぞれに係る体制整備を記載




(1) 入級・通級利用の検討前

- ☐ 入力して確認しましょう
- ① 本人・保護者の願いの把握
☐ 将来を見据え、本人や保護者の願いを受け止める

管理職と特コの連携で校内体制を整えます。

管理職による校内の支援体制整備におけるチェック項目

- 校内体制 ▶ ☐特コの複数化/特コが動ける体制づくり ☐校内体制での支援の仕組み ☐定期的な校内委員会の実施
- 取組 ▶ ☐管理職による授業参観 ☐関係者との日常的な情報共有 ☐入級している児童生徒の適切な学びの場の検討

(2) 入級・通級利用の検討

- ② 通常の学級での支援の見直し
☐通常の学級で支援の工夫をする
- ③ 外部専門家との連携
☐外部専門家から、行動観察、検査結果に基づいた支援の助言を受ける
- ④ 支援の方向を明確にする
☐K-ABC、WSC、S-M社会能力検査、TS式幼児児童性格診断検査等
☐専門家等による行動観察
- ⑤ 通常の学級での支援の見直し
☐校内体制での取組

(3) 市町村教委の手続き

- ⑥ 学びの場の検討 (以下も基本的に同様)
☐756号通知等による障がいの状態
☐資料3をダウンロードの上、参照
☐教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や本人、専門家の意見等
- ⑦ 具体的な支援の方向を検討
☐保護者とも相談し、支援の目的や頻度、期間の見直しを検討する
☐通常の学級と連携し、学習場面や内容、支援について検討する。
- ⑧ 市町村の教育支援委員会の判断
☐最終決定は、保護者・本人と合意形成の上、市町村教育委員会が行う

特別支援学級

通級による指導

通常の学級

実態把握と目標の設定

☐チェックシートを利用したり、外部専門家等に相談したりしながら実態を捉えます。

☐保護者・本人にも相談して「個別の指導計画」及び「個別的教育支援計画」を作成し、指導に生かします。

◆「学習指導要領サポートブック」H31 各教科別編
[長野県教育委員会] [e-h31yori](#) H31 各教科別編
→連携型個別の指導計画シートの記入例と取組等を掲載(一部掲載)

自立活動の指導

☐自立活動の指導目標を明確にし、学習内容を決め出します。

☐目標と学習内容は、保護者とも共有します。

◆「特別支援学校学習指導要領 自立活動編解説」
[H30 文部科学省]
→6区分27項目の具体例、目標の設定の仕方、活動の事例を掲載

個別の指導計画の共有・活用

☐特別支援学級/通級による指導での目標、自立活動、教科の学習の情報を共有します。

☐中学校では、教科担任者間で共有します。

支援内容の連携や時間割の調整

☐特別支援学級や通級による指導を利用する児童生徒の時間割の調整を担任間で早めに行う(急な変更がおきないようにします)。

☐個別学習で学んだことを通常の学級の指導でも生かしながら支援します。

通常の学級と連続した指導

☐特別支援学級の担任や通級の担当者が、通常の学級の授業を参観したり、TTで指導に入ったりします(校内体制で実施)。

☐連絡ノート等を通して日々の情報共有をし、学び方や有効な教材等を工夫します。

◆「通級による指導を通常の学級での指導に生かす」(国立特別支援教育総合研究所)
→通常の学級担任に通級の仕組み等を分かりやすく説明

◆「初めて 通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省)
→通級指導の流れや具体的事例を掲載

個別の指導計画に基づく指導

☐「個別の指導計画」を基に、目指す姿、支援、評価について定期的に検討します。

☐保護者の同意を得て、必要に応じて外部機関とも情報を共有します。

特別支援学級等の授業参観

☐管理職と連携し、特別支援学級や通級による指導の授業参観を学期に1回程度設定します。

交流及び共同学習

☐「個別の指導計画」を基に、一緒に学ぶ教科、単元、時間、支援情報等について、保護者を含めた関係者で相談します。

☐共同学習で通常の学級で授業を受けていても、ねらいが異なる場合があります。一人ひとりに適切なねらいを設定します。

校内教育支援委員会

☐年度や月ごとに位置付けます。

☐11月頃の校内委員会で、全員の育ちと支援を振り返り、継続利用及び学びの場の見直しを検討します。

◆本人の育ち、願い等を関係者で共有します。

◆白・情障学級で、概ね3時間以内の利用が継続している際は、本人の心情に配慮しながら通級に合わせた目標を設定します。

☐保護者懇談会等で、今年度の成果と次年度の目標や学びの場について検討します。

☐市町村教育委員会や専門家等の意見等も参考に学びの場の変更や教育課程の変更を総合的に判断します。

特別支援学級 関係者による日々の情報交流が大切です。

通級による指導

通常の学級

☐退級/通級を終了する場合は、学校長が「学びの場」や教育課程の変更を決定し、市町村教育委員会に報告します。

継続利用の場合

☐「個別の指導計画」の目標や支援の見直しをします。

通常の学級が、遠く受容的な学級集団となっていますか。

学びの場の見直しの場合

☐特コは、通常の学級を参観し、通常の学級に必要な支援を具体的に示します。

☐本人の様子を見ながら、通常の学級での生活を増やします。

退級/終了後のフォロー

☐本人、保護者に様子聞きながら、サポートを継続します。

連携の継続

☐通常の学級の担任に任せきりにしない仕組みをつくります。

☐「個別の指導計画」「個別的教育支援計画」を引き続き活用します。

☐支援会議を定期的に関き、支援方法や成果の共有、育ちの評価をします。

「適切な学びの場」の変更の先送りは、子どものためになりません。

適切な学びの場の検討手順2

(3) 市町村教委の手続き

⑧市町村の教育支援委員会の判断

□最終決定は、保護者・本人と**合意形成の上**、市町村教育委員会が行う

エントリーシートの記載から、十分な検討がなされたか再確認

◆校内教育支援委員会において、学びの場の検討をする際に使用するシートの例です。通常の学級の担任が特コと相談しながら作成し
◆作成の考え方や手順については「教育支援ハンドブック」P44（長野県教育委員会）を参照してください（HPからダウンロード）。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断	
本人が困っていること	諸検査の結果・考察 添付資料	① 障がいの区分・種類の判断	
		② 障がいの程度の判断	
本人	長所	22条の3 該当	756号該当 通常に よる指選
保護者	その子らしさ 行動面・コミュニケーション等	視覚障害者	通常の学級
願	目 標	聴覚障害者	
		知的障害者	
い	将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標)	肢体不自由者	
		病弱者	
児童生徒氏名(性別) ふりがな	④ 必要な支援・環境面の配慮	言語障害者	
		自閉症者	
生年月日	⑤ 就学先(学びの場)候補の選定	情緒障害者	
年 月 日		⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討	
		学習障害者	
		注意欠陥多動性障害者	

「就学判断検討シート」
(県教育委員会HPからダウンロード可能)

4 通級による指導の充実に向けた 取組と課題

人的配置と実施体制

通級による指導（LD等通級指導教室）の実施状況概要（令和5年度）

設置校72校（小学校45校、中学校27校）

教室数（教室配置数）108教室（小学校71教室、中学校37教室）

3人配置校1校（小学校1校）

2人配置校34校（小学校24校、中学校10校）

1人配置校37校（小学校20校、中学校17校）

巡回指導実施校（サテライト教室）81校

（小学校55校、中学校26校）

自校通級児童生徒 817人

巡回指導児童生徒 316人

他校通級児童生徒 301人

長野県における通級による指導実施上の課題

課題1：中山間地への設置の困難さ

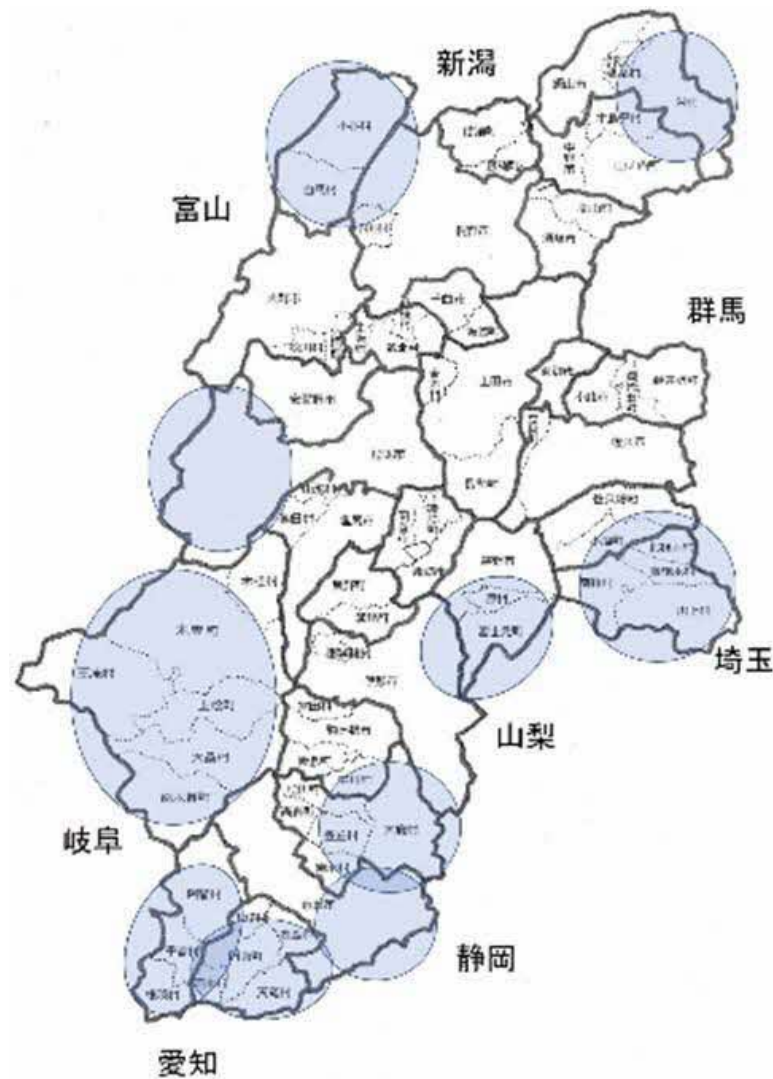
県土が広域で、人口密度の低い地域も多い
本県では、通級対象者13人に1人の基準で
人的配置を考えた場合、かなり広範囲なエ
リアに少人数の担当教員しか配置できない。

課題2：他校通級の送迎等の負担

近隣の通級指導教室に通うために片道1時
間以上の移動時間を要する地域が多数存在

課題3：市町村を越えた運営が必要

市町村単独では通級指導教室設置に至らな
いが、市町村を越えた教育資源として、複
数の市町村が連携協力して活用する必要が
ある。



課題への対応

対応1：県内全地域への計画的な設置

詳細なエリアを設定し計画的に設置

地理的なまとまりや人口規模、生活圏を考慮し、他校通級の利便性を考えて県内を28のエリアに細分化し、それぞれのエリアのニーズを把握

⇒①未設置地域をなくす②ニーズの高い地域に複数担当配置校をつくる等、計画的に設置。

LD等通級指導教室の整備の経過

H19～ モデル的实施（2校）

H20～ 県内すべてのエリアに教室を設置（小学校から）

H27～ 拠点校へ担当教員の複数配置

H29～ 中学校について全県への設置へ拡大

R1～ サテライト教室の設置拡大

課題への対応

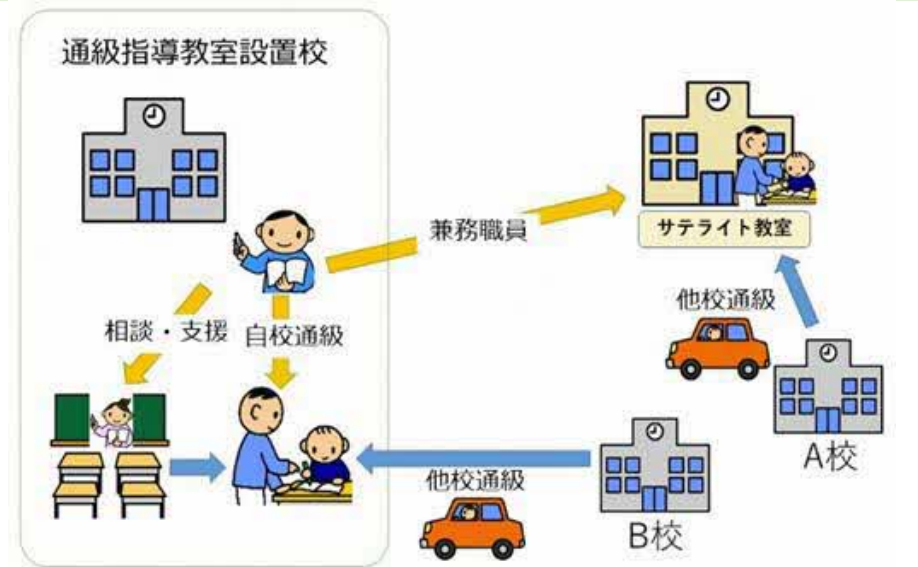
対応2：巡回指導の実施（サテライト教室の設置）

サテライト教室とは

通級指導教室担当教員が本務校を拠点としつつ、兼務発令を受けた他校を定期的に巡回し、1日もしくは半日勤務して指導する教室

サテライト教室設置の目的

- ・ 家庭の事情等で通級指導教室設置校に通うことのできない児童生徒に対して、サテライト教室を設置することにより、身近な地域で障がいの状態に応じた教育を提供する。
- ・ 担当教員が、サテライト教室に1日もしくは半日勤務することにより、通常の学級担任との連携を促進し、在籍学級における支援の充実を図る。



本県における通級指導教室の指導形態

課題への対応

対応2：巡回指導（サテライト教室）の実施

サテライトの設置条件の設定

担当教員の過度な負担を避け、着実に運用できるように以下の設置条件を設定

- ① 巡回相談や他校通級の件数が多く、サテライト教室の設置により大きな教育的効果が期待できること
- ② サテライト教室を設置する学校に開設できる空き教室があること
- ③ サテライト教室を利用する通級指導教室判断の児童生徒が3名以上おり、次年度以降も引き続き3名以上の利用見込みがあること
- ④ 担当教員の本務校での指導に支障がないこと など

ただし、同一市町村に通級指導教室がない場合や、保護者送迎が困難な場合などは、2名以下でもサテライト教室を設置できるよう弾力的に運用

サテライト教室設置の効果

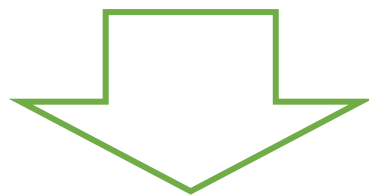
兼務校内での通級指導教室の位置づけや、兼務職員の位置づけを明確にすることにより、兼務校内での児童生徒の実態把握や職員間の連携の充実が図られている。

対応3：通級指導教室に係る連絡会の設置

市町村教育委員会による「通級指導教室連絡会」の設置

市町村教育委員会、校長（本務校・サテライト校）、通級指導教室の担当教員等が参画する「通級指導教室連絡会」の設置を依頼

- 通級指導教室の運営に関する諸事項について情報共有や調整などを行う
- 地域のニーズを把握し、次年度のサテライト教室設置要望などに係る具体的な検討と調整などを行う。



市町村を越えてサテライト教室を設置する場合には、「通級指導教室連絡会」に関係市町村の関係者を加えて実施するよう促進

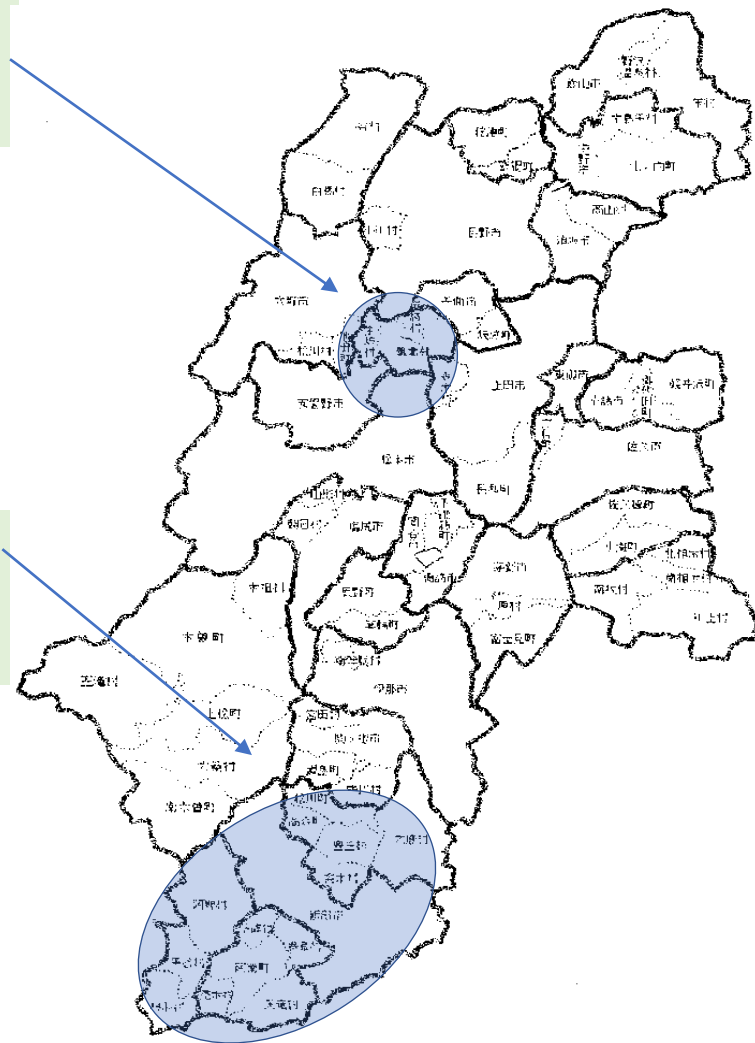
中山間地の自治体における取組の例

エリア内の3村が共同して、すべての学校で自校通級を実現

エリア内に通級指導教室は小・中各1教室しか設置できないが、3村の教育委員会が協力して「通級指導教室連絡会」を開催し、すべての村の小中学校にサテライト教室を設置して、各学校で自校通級ができる環境を実現

郡内の通級指導教室の担当教員が一堂に会して研修等を実施

町村の通級指導教室担当共沈が、郡内の中心の市の通級指導教室連絡会の担当者会に参加して、情報交換や事例検討などを実施。担当教員同士の日常的な連携やOJTが可能となり、通級指導教室の専門性向上につながっている。



通級による指導に係る人材育成

通級担当教員の専門性向上のための取組

新任担当教員研修

新任担当教員に対し、通級運営に係る基礎的内容、近隣校での授業参観、事例検討等の研修を実施（年4回）。また、動画コンテンツを作成して活用

スキルアップ研修

担当教員が、実践と結びつくより高い専門性を身につけられるよう、アセスメント、指導法、コンサルテーション等実践的内容の研修を実施（年4回）

長野県ICTインクルーシブ教育推進部会

通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における個別最適な学びに向けたICT利活用の実践事例を集約し、発信

各地区での通級担当者会（自主研修、事例検討、OJT）

地域ごとに通級指導教室担当者会を組織し、互いの専門性を活かしあって、自主的に研修、事例検討等を実施。また、クラウド上で全県の実践例や教材例を共有

通級による指導に係る今後の課題

一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの実現に向けて

通級指導教室担当教員の専門性の担保

今後通級指導教室の増加が見込まれ、新たな担当教員が必要となる。一定の指導力を担保できる研修体制や、通級指導教室を担当できる教員を継続的に育成していく仕組みが必要

在籍学級担との連携・通常の学級における指導力の向上

在籍する通常の学級において児童生徒がいかに持てる力を発揮できるかが重要であり、通級による指導の成果を通常の学級での指導に活かすための連携の更なる充実を図ることが重要

連続性のある多様な学びの場の整備と、柔軟な見直しの促進

連続性のある多様な学びの場の整備は未だ十分とは言えず、更なる体制整備を継続するとともに、それぞれの学びの場を適切に判断し、実態に応じて柔軟に見直すことを支える仕組みや教育支援の力量の向上が必要

5 まとめ

今後に向けて

通常の学級における支援の充実と
「連続性のある多様な学びの場の整備」



一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる

(令和5年3月策定 第4次長野県教育振興基本計画政策の三本柱の一つ)

【基本目標】

すべての子どもが持てる力を最大限発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

(令和5年3月策定 第3次長野県特別支援教育推進計画)



ご清聴ありがとうございました。